

| 改 正 | | | | | | 現 行 | 備 考 | |
|--|--------|------|-------|-------|-------|--------|-----|------------|
| 第2章 土木設計業務等標準歩掛 第1節 共通 | | | | | | (新設) | | |
| 1-1 打合せ等 | | | | | | | | |
| (1業務当たり) | | | | | | | | |
| | 区分 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | | | 備 考 |
| 打合せ | 業務着手時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | | | (対面) |
| | 中間打合せ | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | | | 1回当たり(対面) |
| | 成果物納入時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | | | (対面) |
| 関係機関打合せ協議 | | 0.5 | 0.5 | | | | | 1機関当たり(対面) |
| 備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。 3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。 なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。 4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。 | | | | | | | | |
| 1-2 その他 | | | | | | | | |
| (1業務当たり) | | | | | | | | |
| | 区分 | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 備 考 | | |
| 合同現地踏査 | | 0.5 | | 0.5 | | 1回当たり | | |
| 照査技術者による報告 | | 0.5 | | | | 1回当たり | | |
| 条件明示チェックシートの作成 | | | 0.25 | 0.25 | | 1施設当たり | | |
| 備考 1. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。 | | | | | | | | |

改 正

現 行

備 考

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第1節 共通

1-1 打合せ等

(1業務当たり)

| 区分 | 主任技師 | 技師 (A) | 技師 (B) | 技師 (C) | 備 考 |
|-----------|------|--------|--------|--------|-------------|
| 業務着手時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | (対面) |
| 中間打合せ | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | 1回当たり (対面) |
| 成果物納入時 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | | (対面) |
| 関係機関打合せ協議 | 0.5 | 0.5 | | | 1機関当たり (対面) |

- 備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。
なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

1-2 その他

(1業務当たり)

| 区分 | 主任技師 | 技師 (A) | 技師 (B) | 技師 (C) | 備 考 |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 合同現地踏査 | 0.5 | | 0.5 | | 1回当たり |
| 照査技術者による報告 | 0.5 | | | | 1回当たり |
| 条件明示チェックシートの作成 | | 0.25 | 0.25 | | 1工種当たり |

- 備考 1. 照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
2. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

(新設)